

# International Conference of Data Protection & Privacy Commissioners 2017 参加報告

加藤尚徳<sup>†1</sup> 板倉陽一郎<sup>†2</sup> 村上陽亮<sup>†1</sup>

**概要**：International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners(“ICDPPC”)は、通称プライバシーコミッショナー会議と呼ばれており、各国のデータ保護機関、政府機関、事業者及び研究者等が参加し、国際的な個人データ保護の促進や強化等についての議論や情報交換を行う会議である。2017年は香港にて開催され、3つの決議が採択された他、日本の個人情報保護委員会が同会議の正式メンバーとして加入する等、多数のトピックがあった。本報告では、2017年会議の様子を紹介し、今後の国際的なプライバシー・データ保護に関する動向について若干の考察を行う。

**キーワード**：個人情報、データ保護、プライバシー

## A report on International Conference of Data Protection & Privacy Commissioners 2017

NAONORI KATO<sup>†1</sup> YOICHIRO ITAKURA<sup>†2</sup> YOSUKE MURAKAMI<sup>†1</sup>

**Abstract**: The International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners ("ICDPPC") is called the Privacy Commissioner Conference. Data protection organizations, government agencies, business operators and researchers from each country participate in discussions and information exchange on international personal data protection. It was held in Hong Kong in 2017. Three resolutions were adopted at the conference, and there were many topics such as the Japanese Personal Information Protection Commission(PPC) joining as an official member of the meeting. In this report, we introduce the situation of the 2017 conference and we will discuss some trends about international privacy and data protection in the future.

**Keywords**: Personal Information, Data Protection, Privacy

### 1. はじめに

筆者らは、2017年9月25日から29日まで5日間にわたり香港で開催されたデータ保護・プライバシーコミッショナー国際会議(ICDPPC)に参加した。本稿では、会議の様子を紹介するとともに、データ保護・プライバシー保護に関する今後の動向について若干の考察を行う。

### 2. ICDPPC2017 概要

#### 2.1 ICDPPC とは

ICDPPCとは、International Conference of Data Protection and Privacy Commissionersの略称で、通称プライバシーコミッショナー会議と呼ばれている。1年に一度、各国のデータ保護機関、政府機関、事業者及び研究者等が参加し、国際的な個人データ保護の促進や強化等についての議論や情報交換を行う会議として開催されている。データ保護の世界では最大かつ、最も古い会議に属する。2017年は第39回目の開催となった。

#### 2.2 クローズドセッションとオープンセッション

ICDPPCでは、主な会議の内容がクローズドセッションとオープンセッションの二つに区分されている。クローズドセッションは、ICDPPCが認めた正式メンバーのみが参加できるセッションである。正式メンバーは基本的に、プライバシーコミッショナーと呼ばれるデータ保護機関に限定されている。

日本の個人情報保護委員会はこのクローズドセッションに、2014年からオブザーバーとして参加をしていたが、2017年の会議で正式メンバーとして認められ、クローズドセッションに参加することとなった。先に記したとおり、正式メンバーとしての参加は、ICDPPCから対等なデータ保護機関として認められたことを意味するといっても過言ではない。個人情報保護委員会からは「本年5月の改正個人情報保護法の全面施行による事業者監督権限の一元化を受け、今般、正式メンバーとして承認された。」という説明がなされている。

では、この正式メンバーとしての加入はどのようなことを意味するのか。まず、個人情報保護委員会が、ICDPPCが定めたプライバシーコミッショナーとしての要件を満たしたということの意味する。ICDPPCの定める要件は、欧州のデータ保護指令(そして恐らくは一般データ保護規則

<sup>†1</sup> (株)KDDI 総合研究所  
KDDI Research, Inc.

<sup>†1</sup> ひかり総合法律事務所/理研 AIP センター  
Hikari Sogoh Law Offices/RIKEN AIP

も)で要求される水準よりは低いと考えられるが、独立性等が問われるものであり、一定程度、適切なデータ保護機関であるとの担保を意味する。次に、個人情報保護委員会が世界のプライバシーコミッショナーの仲間入りを果たしたことで、データ保護の世界におけるプレゼンスが高まるということが挙げられる。正式メンバーとなって初めて、ICDPPC のクローズドセッション(後述)においても決議の提案権や投票権が得られるのであって、ここに参加できないことは大きな不利益であった。例えば、第33回ICDPPCでは「データ保護と大規模自然災害に関する決議」が採択されているが、東日本大震災の後であったにもかかわらず、我が国からは正式メンバーが存在しなかったため、東日本大震災の内容が全く含まれない事態を招いており、もはや屈辱とすらいえる内容であった。正式メンバーとしての承認は、我が国にとっては、世界的なデータ保護の体制において、明確なフォーカスポイントを得たという非常に重要な意味を持つ。今後は、個人情報保護委員会を中心として世界のデータ保護の議論に参加していくことが期待される。

### 2.3 サイドイベント

ICDPPC では、メインとなるクローズドセッションとオープンセッションの他に、協賛する団体や企業が提供するサイドイベントと呼ばれるイベントが開催される。サイドイベントはオープンセッションと日程が重なることはなく(クローズドセッションとは重なっている場合がある。データ保護機関以外の参加者が手持ち無沙汰になる間を狙ってということであろう)、それぞれの前後に開催される。オープンセッションが主要なテーマの議論に割り振られるのに対して、サイドイベントではより個別のテーマが扱われる。参加型のイベントも含まれており、ICDPPC の一般参加者にとっては貴重な情報交換の場所にもなっている。

## 3. 主要イベントの紹介

以下、クローズドセッション、オープンセッション、サイドイベント毎に、主要なイベントについて紹介を行う。なお、筆者らはクローズドセッションについては参加資格がないため、オープンセッションで行われたクローズドセッションの総括及び本年度採択された決議について紹介を行う。

### 3.1 クローズドセッション

クローズドセッションの総括では、後述の3つの決議が採択されたことが紹介された。

#### 3.1.1 自動化され接続された車両のデータ保護に関する決議 (Resolution on Data Protection in Automated and Connected Vehicles)

DPA (Data Protection Authority, データ保護当局) が車両

に関するステークホルダーに対して、システムやサービスの設計段階から、プライバシー・バイ・デザイン、プライバシー・バイ・デフォルトの各原則を正当に考慮するように求める。ステークホルダーには、標準化団体、公的機関、車両および機器メーカー、個人輸送サービス及びレンタカー業者、音声認識やナビゲーション等データドリブン型サービス提供者、遠隔保守サービス提供者、テレマティクス型自動車保険サービス提供者、が具体例として挙げられている。

#### 3.1.2 より良い市民の保護に向けた消費者保護当局とデータ保護当局間の協働に関する決議 (Resolution on Collaboration between Data Protection Authorities and Consumer Protection Authorities for Better Protection of Citizens)

デジタル時代の市民の権利を保護するために、データ保護機関と消費者保護機関が協力をしていくための方針がしめされた。既存の、消費者保護、データ保護、デジタル市場規制の協働を促し、デジタル製品やサービスがより先鋭化するなかで顕在化するプライバシー・データ保護の問題に対して、各国に法制度レベルでの具体的な対策の検討を求めている(次年度の報告も義務付)。

#### 3.1.3 将来の国際執行協力オプションの探求に関する決議 (Resolution on Exploring Options for Future International Enforcement Cooperation)

ICDPPC が国境を越えた効果的な執行協力を推奨するために、主要原則と関連する覚書を改正(2018年1月施行)が盛り込まれた。この改正に基づいて、現実的に実施可能な国際執行協力体制が具体的に検討され、ICDPPC にて研究成果が共有されると共に、新たなWGが設置され、このWGがICDPPC2018で進捗報告、ICDPPC2019にて成果報告を行う。

### 3.2 オープンセッション

#### 3.2.1 Opening Ceremony

香港特別行政区司法長官の Kwok-keung Yuen 氏、ICDPPC チェアマンの John Edwards 氏、香港プライバシーコミッショナーの Stephen Kai-yi Wong 氏から、それぞれスピーチがあった。ICDPPC2017で採択された3つの決議のほか、日本が正式メンバーとして加入したことも報告されている。香港におけるプライバシー保護の現状(香港にどのようなプライバシー保護法があり、機能しているか)も紹介された。コモンローが受け入れられており、基本的な権利が認められている、という点が強調された。

#### 3.2.2 Data Protection in the East

北京大学の Li-ming Wang 教授からは中国におけるプライバシー保護の仕組みと現状が報告された。プライバシー概念は西洋からの輸入であり、憲法上の権利とは考えられていないが、民法には改正で個人情報保護を導入したとの

ことである。マカオ DPA の Ken Chongwei Yang 氏からは、マカオのデータ保護制度がポルトガル及び欧州の影響を強く受けている点が紹介された。日本の堀部政男個人情報保護委員会委員長からは、日本におけるプライバシー概念の展開と、データ保護法制の歴史的展開が紹介された。韓国 DPA の Chaeho Rheem 氏からは、韓国における国民番号制度を端緒としたデータ保護法制の展開が紹介された。シンガポール DPA の Zee-kin Yeong 氏からは、DPA が提供するデータ保護のためのツールやマークといった仕組みをとおした Accountability 確保の取組が紹介された。フィリピン DPA の Raymund Liboro 氏からは、南国の島国であるフィリピンの生活風土から生じるおおらかなプライバシー意識について紹介がされた。

### 3.2.3 West Meets East

Data Protection in the East のセッションを受けて、西洋と東洋のプライバシー文化の違い、プライバシーに関する世論の変化、西洋のデータ保護モデルが適用可能かどうか、適用されたアジアおよびその他の地域でどのようなことが起こるか、等が議論された。ニューサウスウェールズ大学の Graham Greenleaf 教授からは、世界のプライバシー保護法が紹介され、日本のデータ保護水準があまり高くないことも言及された。特に、APEC-CBPR の認証を受けていることを理由に外国にある第三者への提供を認めている点（個人情報保護法 24 条、個人情報保護法施行規則 11 条 2 号、ガイドライン（外国にある第三者への提供編）3-3）については強い批判があった。

### 3.2.4 Plenary Session (1) – The Beatings Will Continue until Morale Improves

Entrepreneur and Young Foundation フェローの William Heath 氏より、通知と同意に関する講演があった。通知と同意はデータ保護及びプライバシーの責任を考える上で重要なキーとなるが、従来の通知や同意にとらわれずに新しいアプローチが取りうるのではないかという解説があった。さらに、通知と同意のプロセスを高めることによって、個人データを利用したビジネス上の利益がもたらされ、犯罪や国家安全保障に加えて個人にも利益をもたらすが、この市場的な解決策及び規制として取りうる手段に関して問題提起がなされた。

### 3.2.5 Notice and consent from India to Japan

マラヤ大学の Abu Bakar Bin Munir 教授が司会進行をし、北京師範大学の Hong Xue 教授、日本の水越尚子弁護士がコメンテーターとして登壇、アジアのプライバシー問題、特に通知と同意について議論が行われた。中国、日本のプライバシー保護の現状や通知・同意のあり方について紹介があったほか、会場からは医療情報の取扱いについて質問が出る一方で、具体的な方策についての言及はなかった。

### 3.2.6 Plenary Session (2) – Bringing It All Together

オランダ DPA 前チェア어의 Jacob Kohnstamm 氏、Information Integrity Solutions Pty Ltd の Malcolm Crompton 氏が登壇、4 つの平行セッションの総括が行われた。一方で、通知と同意に関する具体的な解決指針が示されることはなく、この問題が非常に難しいという認識が共有されるにとどまった。

### 3.2.7 The Global Regulatory Landscape

FTC 前コミッショナーでマイクロソフト所属の Julie Brill 氏が司会を務めて、個人データ保護と越境データ流通の相互作用について議論が行われた。議論は、①APEC を超えたプライバシー規則制度の実施（含 CBPR）、②欧州委員会議論のアジア及びそれ以外の国への当てはめの妥当性、③データローカライゼーションの具体的な手段及びその法的効果、を中心としたものであった。

### 3.2.8 Essentials of a Global Data Hub – A Case Study of Hong Kong

You data Big Data Research Institute の Herbert Chia 氏より、越境データ流通におけるデータフローの障壁やデジタル取引の障害をどのように解消するかについて問題提起がなされた。健全な規制と質の高い ICT インフラがデータフロー、データ処理、データ分析をどのように促進するかについて、デジタルハブとしての香港を具体例とした紹介があった。

### 3.2.9 Ethics by Design in AI

The Information Accountability Foundation の Martin Abrams 氏が司会を務め、AI への依存が高まる中、人類の社会に強い影響が予想される中で、必要なガバナンスについての議論がなされた。特異、Transparency や Accountability、Trust を高めるといった側面から、倫理的な AI を開発するカギを探り、AI の Accountability の強化及び、当局がアーキテクチャの側面からどのような規制を検討すべきかについて議論が深められた。

### 3.2.10 Regulating for Results in Digital Economy – Strategies and Priorities for Leadership and Engagement

オックスフォード大学の Christopher Hodges 教授が司会を務め、デジタル時代のデータ保護当局の仕組みについて議論がなされた。特に、組織がどのようにデジタル社会における責任や Accountability を果たすかに着目された議論がなされ、これらの責任を高めるためにとるべき新たな手法について議論が深められた。

### 3.2.11 The Rise of Cybersecurity and Its Impact on Data Protection

Hunton & Williams の Fred H. Cate 氏が司会を務めて、昨今のサイバー攻撃が増大する中で産業システムや重要なインフラ制御を中心としたサイバーセキュリティ問題について議論がなされた。セキュリティの問題においては、常にプライバシー問題が伴っており、サイバーセキュリティを強化した場合にプライバシーリスクが増大する可能性が

あること、それらを規制する法制がどのようにあり、また官民の協力関係がどのように構築されていくべきかについて議論が深められた。データ保護機関とセキュリティ部局の連携についても言及があった。

### 3.2.12 Digital Identity Management

Hogan Lovells の Mark Parsons 氏が司会を務め、デジタル ID 認証が政府の社会保障や民間の様々なシステムで利用されていく中で、ID の管理をどのように進めていくかについて議論がなされた。生体認証や機密性が高いデータと ID が紐づく中で、どのように信頼を確保するガバナンスを構築すべきか、官民それぞれのセクターで構築されるシステムが連携していくか、について議論が深められた。

### 3.2.13 Privacy and Encryption in the Digital Age

UNESCO の Xianhong Hu 氏が司会を務めて、デジタル時代のプライバシーと暗号化の関係性について議論が行われた。暗号化がデータの機密性が保証する一方で、データ本来の目的を阻害する可能性があること、法執行機関が復号化を求める可能性があることから、人権への影響について UNESCO が行っている研究の紹介があった。会場からは暗号化に加えて、仮名化、匿名化の違いについても質問があり、暗号化、仮名化は安全対策手段の一種であり、依然としてデータ保護・プライバシーの問題を有しているという EU 当局のコメントもあった。

### 3.2.14 Human Rights Defenders

ニュージーランド DPA の Blair Stewart 氏が司会を務めて、昨年の ICDPPC で採択されたデータ保護における人権擁護に関する決議について、議論が行われた。特に、非政府の人権擁護者や活動家が市民社会における人権擁護で必要不可欠であるなかで、市民の権利の認識を広め、裁判所に違反を提起し、政府や企業に抗議し、法改正を促進する可能性がある。このような人々の人権活動をどのように構築していくかについて議論が深められた。

## 3.3 サイドイベント

### 3.3.1 Thinking Local, Acting Global: Exploring Common Values that Underpin Privacy Around the World

国連が主催したプライバシーに関する意識啓発のためのセッション。前半、後半に分かれており、前半では各国の DPA からプレゼンがあり、それぞれの国のプライバシーの基礎や意識についての紹介があった。後半では、グループワークの形式がとられ、「自国でのプライバシー意識」「自国でのプライバシーの価値を守るための取組み」を中心としたグループ毎のディスカッションとその結果の発表が行われた。個人の自由や尊厳を保護するため、という主張が共通する一方で、プライバシーについての法制化の有無や、憲法や民法のいずれの保護に重きを置くかの違いなどが見いだされ、共有された。

### 3.3.2 CBPR Workshop

日本の個人情報保護委員会が開催したアジア太平洋経済

協力 (APEC) の越境プライバシールール (CBPR) システムに関するワークショップ。個人情報保護委員会の他、米国・韓国・シンガポールの政府、日米のアカウンタビリティ・エージェンツ、及び企業からの参加を得て、CBPR システムの拡大及び将来の在り方に関する講演及び議論が行われた。

### 3.3.3 Enter the DPO: The Professionalisation of Privacy and Data Protection

IAPP (International Association of Privacy Professionals) によるデータ・プライバシー保護のための認証資格に関する紹介セッション。欧州のデータ保護一般規則 (GDPR) で、DPO (Data Protection Officer, データ保護責任者) の設置が義務付けられたことが紹介され、DPO の性質や欧米における CPO 設置の現状などの解説があった。その上で、IAPP の資格を取得することで、DPO に求められる要件を満たすことができる旨が紹介された。また、企業におけるプライバシー担当者の現状についても、資格取得者のヒアリング結果に基づいた分析が紹介された。

### 3.3.4 The 6th APSN International Conference

香港大学で行われた第 6 回アジアプライバシー研究者ネットワーク (Asian Privacy Scholars Network) 国際会議であり、日本からも矢野敏樹弁護士 (グーグル合同会社)、宮下紘准教授 (中央大学) など複数名が登壇した。経済連携協定 (FTA/EPA) とデータ保護の関係、中国サイバーセキュリティ法についての議論などが展開された。

## 4. 2018 年開催について

次回 (第 40 回) は、2018 年 10 月に、欧州個人情報保護監察局 (EDPS) 及びブルガリア共和国のデータ保護当局の主催 (共催) で開催されることが発表された。テーマは “to explore whether and how ethics can be asserted in our digital reality.” (デジタル現実の中で倫理を宣言できるか、アセスメントできるかを探る) であり、デジタル分野がデータ保護とプライバシーに関して私たちの使命を変えている方法にどのように対応するかが取扱われる。

## 5. まとめと今後

以上のように、2017 年 9 月に香港で開催された国際会議 ICDPPC2017 の様子についてまとめた。データ・プライバシー保護に関する幅広い議論が行われており、これらの議論は今後の世界的なデータ・プライバシー保護の潮流に影響を与える事が考えられる。ICDPPC の決議等は政府間の拘束力を生じさせないものであるが、その後、拘束力ある文書において取り入れられていく傾向にある。ICDPPC は、一般的に注目される欧米のみならず、中国を含んだアジアやロシアなど幅広い国々の代表が参加しており、やや議論が抽象的になる嫌いはあるものの、議論のトレンドが共有

される意義の重大さを感じるものである。特筆すべき点として、2017年は自動車に関する決議が採択されている。これは、ICDPPCの決議については、議論と同様、抽象的な内容に留まる傾向があったところ、従来の傾向に反して非常に具体的な決議である点に大きな意味がある。データ・プライバシー保護の必要性が実社会に浸透してきていることを意味しているといえよう。今後も、ICDPPCにおけるデータ・プライバシー保護の議論を注視し、引き続き我が国及び世界的な議論への影響を考察していくこととする。

## 参考文献

- [1] 39th ICDPPC  
〈<https://www.privacyconference2017.org/eng/index.html>〉 (参照 2018-04-24).
- [2] “ICDPPC2017 レポート：個人情報保護委員会が世界のプライバシーコミッショナーの仲間入り・自動車のプライバシー問題に注目が集まる” .  
〈<https://enterprisezine.jp/article/detail/9998>〉 (参照 2018-04-24).
- [3] “第 39 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 出張報告” .  
〈[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/291006\\_siryou2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/291006_siryou2.pdf)〉 (参照 2018-04-24).